

第94回財政運営検討WGでの検討内容

【現状と課題】

- 府内市町村における減免の取り扱いについては、大阪府国民健康保険運営方針の別に定める基準（以下「別に定める基準」という。）に記載されている4項目（災害、所得減少、拘禁、旧被扶養者）のみの取扱いとなっている。（特例とされた「ウクライナ避難民に係る減免」を除く。）
- 市町村の減免にかかる運用については、大阪府国民健康保険運営方針に基づく事務運用（以下「事務運用」という。）、別に定める基準に基づく保険料減免事務運用手引き（以下「運用手引き」という。）及び別に定める基準に基づく保険料減免事務運用手引きQ&A（以下「運用手引きQ&A」という。）を踏まえ、減免の審査等を行っている。
- 完全統一後である令和6年度以降は、運用手引き及び運用手引きQ&Aの内容を充実させることが、より円滑で適切な事務処理に繋がる。

【検討結果】

- 別に定める基準及び事務運用の改正ではなく、市町村から大阪府へ寄せられた具体的な事例を基に、運用手引き、運用手引きQ&Aの記載内容を検討する。

■ 検討状況

- 市町村から府へ質問のあったもの等を踏まえ、運用手引き、運用手引きQ&Aへの追記等の検討を実施。

■ 今後のスケジュール

- 引き続き検討を進めることとし、今後のスケジュールは以下のとおり。

区分	項目	運用手引き	運用手引きQ&A
基本	「申請が不可能な環境下」の考え方	○	
	過去に遡って資格取得した者の所得減少減免の遡及適用の可否	○	○
	保険料負担能力の判断		○
	納付書到着前の減免申請		○
	当該年度保険料全額を減免対象とするための適切な受付時期		○
	「減免対象保険料」の考え方	○	
	特別徴収世帯における減免の考え方（年度当初保険料の取扱）		○
災害	中規模半壊・準半壊の取扱	○	
所得減少	65歳以上と65歳未満で公的年金等の雑所得の算出方法が異なることによる減免額の計算	○	○
	非経常所得を含む所得減少減免の取扱		○
	賦課限度額を超える世帯に対する減免額		○
	所得減少率決定の際の、「給付金・補助金・手当等」の取扱		○
	所得減少率算出にかかる見込所得の算出方法	○	○
	赤字となった事業所得の取扱		○
	減免適用後における世帯状況の変更	○	○
	所得の確認資料及び資料が揃うまでの減免適用の取扱		○
	「旧ただし書き所得」の考え方	○	
	減免適用後における所得更正	○	
	退職した翌月に給与支払がある場合の取扱		○
	非経常所得における一月あたり平均所得見込の算出方法		○
拘禁	少年院に収容された場合の拘禁減免		○
	未決勾留期間及び仮釈放中の拘禁減免		○

時期	内容
令和7年2月	・財政運営検討WGへの報告・検討
令和7年3月	・広域化調整会議への報告
令和7年3月	・運用手引き及び運用手引きQ&Aの改正 ・市町村への周知